

○法務省令第二十六号

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第三条第三項の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

法務大臣 馬場 みどり

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「短答式による筆記試験の民事系科目及び」を削る。

附 則

この省令は、司法試験法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十二号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。